

重要説明事項の一部改定について

東急でんき&ガス でんき重要事項説明の一部について、下記(赤字箇所)の通り改定いたします。
内容をご確認のうえ、『重要説明事項／各種約款・規約』とあわせて本紙を保管ください。

改定前	改定後
2023年01月01日	2023年02月01日
東急パワーサプライ でんき重要事項説明	東急パワーサプライ でんき重要事項説明
1. 電気需給契約のお申し込みと供給開始日について	1. 電気需給契約のお申し込みと供給開始日について
<ul style="list-style-type: none"> ●お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款【低圧】、電気重要事項説明(本書面)、(販売代理事業者にて契約され該当する場合)販売代理事業者の定める規約等、一般送配電事業者が定める託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を承諾のうえ、東急パワーサプライ指定の様式または東急パワーサプライ Web サイトにてお申し込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申し込みを受け付けることがあります。 ●申込書にご記入いただいた事項に加え、後日必要な情報の提供をお願いすることがあります。 ●供給開始予定日は、原則として、東急パワーサプライにてお申し込みを付けた日から標準処理期間(一般送配電事業者が定める計量メーター取り替え等に要する期間)が経過した日以降となります。ただし、転居先での電気需給契約の場合は、原則として、お客さまご希望日より供給開始いたします。 ●万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに東急パワーサプライへその旨をお申し出いただく必要がございます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款【低圧】、適用を希望される契約種別の料金定義書、電気重要事項説明(本書面)、(販売代理事業者にて契約され該当する場合)販売代理事業者の定める規約等、一般送配電事業者が定める託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を承諾のうえ、東急パワーサプライ指定の様式または東急パワーサプライホームページにてお申し込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申し込みを受け付けることがあります。 ●申込書にご記入いただいた事項に加え、後日必要な情報の提供をお願いすることがあります。 ●供給開始予定日は、原則として、東急パワーサプライにてお申し込みを付けた日から標準処理期間(一般送配電事業者が定める計量メーター取り替え等に要する期間)が経過した日以降となります。ただし、転居先での電気需給契約の場合は、原則として、お客さまご希望日より供給開始いたします。 ●万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに東急パワーサプライへその旨をお申し出いただく必要がございます。
3. ご契約の内容について	3. ご契約の内容について
<ul style="list-style-type: none"> ●契約種別は、従量電灯 B・従量電灯 C・低圧電力のうち、小売電気事業者の切り替えの場合には、従前の小売電気事業者との間で適用されていた契約種別等に対応するものを適用し、契約電流等は従前の小売電気事業者との間で適用されているものと同等のものとします。新たに電気供給を開始する場合には、使用設備状況により契約種別・契約電流等を定めます。 ●ただし、お客さまがスマートナイトプランをお申し込みいただいた場合には、その契約種別等を適用します。これらの契約種別は、適用開始後1年経過するまで原則として契約種別変更はできません。 (新設) ●お客さまの使用設備状況等によっては、契約電流等についてお客さまのご申告による場合、30Aとさせていただきます(従量電灯 B)、60Aとさせていただきます(スマートナイトプラン)、またはお申し込みをお断りする場合があります。また、ブレーカー工事が必要になる場合があります。 ●お客さまの使用実態によっては、契約電流等の見直しをお願いさせていただきますことがあります。 ●契約電流が15A以下の場合等、東急パワーサプライが提供をしていない契約電流等ではご契約いただけません。ご契約いただくためには、アンペア数の変更等が必要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●契約種別は、従量電灯 B・従量電灯 C・低圧電力のうち、小売電気事業者の切り替えの場合には、従前の小売電気事業者との間で適用されていた契約種別等に対応するものを適用し、契約電流等は従前の小売電気事業者との間で適用されているものと同等のものとします。新たに電気供給を開始する場合には、使用設備状況により契約種別・契約電流等を定めます。 ●ただし、お客さまがスマートナイトプランをお申し込みいただいた場合には、その契約種別等を適用します。 ●契約種別は、適用開始後1年経過するまで原則として変更はできません。 ●お客さまの使用設備状況等によっては、契約電流等について30Aとさせていただきます(従量電灯 B)、60Aとさせていただきます(スマートナイトプラン)、またはお申し込みをお断りする場合があります。また、ブレーカー工事が必要になる場合があります。 ●お客さまの使用実態によっては、契約電流等の見直しをお願いさせていただきますことがあります。 ●契約電流が15A以下の場合等、東急パワーサプライが提供をしていない契約電流等ではご契約いただけません。ご契約いただくためには、アンペア数の変更等が必要となります。

<ul style="list-style-type: none"> ●供給電圧は 100V、200V、100V および 200V のいずれかとし、周波数は 50Hz とします。 ●低圧電力のご契約は、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。 	<ul style="list-style-type: none"> ●供給電圧は 100V、200V、100V および 200V のいずれかとし、周波数は 50Hz とします。 ●低圧電力のご契約は、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
<p>(新設)</p>	<p>4. 電源構成・非化石証書の使用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東急パワーサプライは、LNG 火力等による電気に再生エネ指定の非化石証書を使用することにより、お客さまが使用される電気のすべてを、実質的に再生可能エネルギー100%の電気として供給いたします。 ●電源構成および非化石証書の使用状況については、それらの計画値および実績値を、東急パワーサプライ所定のウェブサイトにて公表することにより、お客さまにお知らせいたします。
<p>4. 電気ご使用量や電気料金の計算方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電気使用量等の計測は一般送配電事業者が設置した計量器により実施し、その計量値を受領後に料金を計算いたします。 ●電気料金は、電気需給約款【低圧】の別表にもとづいて計算されます。 ●料金の算定期間は、原則として前月の検針日（計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間になります。ただし、契約終了時や転居先での電気需給契約における契約開始月等、上記によらない場合があります。 ●お客さまが電気の契約先をご検討される際の比較しやすさを考慮し、東急パワーサプライの電気料金は、東京電力エナジーパートナー株式会社の経過措置料金と同様の料金構成（基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金）とするとともに、燃料費調整額は同社と同じ計算方法を採用しています。 <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電気使用量および請求金額は、お客さま専用 Web サイト（マイページ）にてご確認ください。お客さま専用 Web サイト（マイページ）の初期パスワードは、原則として供給開始日までにお知らせいたします。ただし、転居先での電気需給契約の場合等、供給開始日以降にお知らせすることがあります。 	<p>5. 電気ご使用量や電気料金の計算方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電気使用量等の計測は一般送配電事業者が設置した計量器により実施し、その計量値を受領後に料金を計算いたします。 ●電気料金は、電気需給約款【低圧】・料金定義書にもとづいて計算されます。 ●料金の算定期間は、原則として前月の検針日（計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間になります。ただし、契約終了時や転居先での電気需給契約における契約開始月等、上記によらない場合があります。 ●東急パワーサプライの電気料金は、基本料金、電力量料金（燃料費等調整額を加減します。）、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額としています。 ●燃料費等調整は、原油・LNG・石炭の燃料価格および卸電力取引市場におけるスポット市場価格の変動に応じて、自動的に電気料金を調整する仕組みです。その計算方法と具体的な単価は東急パワーサプライホームページをご覧ください。 ●スマートナイトプランは、時間帯別料金制のため、スマートメーターにより時間帯別使用量が計量できることが前提のプランです。スマートメーターの設置が新しいプランへの切替日以降になる場合、スマートメーターが設置されるまでの期間における 30 分ごとの使用電力量は、計量された使用電力を均等に配分して得られる値といたします。 ●電気使用量および請求金額は、お客さま専用 Web サイト（マイページ）にてご確認ください。お客さま専用 Web サイト（マイページ）の初期パスワードは、原則として供給開始日までにお知らせいたします。ただし、転居先での電気需給契約の場合等、供給開始日以降にお知らせすることがあります。
<p>5. 電気料金のお支払いについて</p>	<p>6. 電気料金のお支払いについて</p>
<p>6. 電気の需給に関するお客さまご協力をお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。 <p>(1)供給設備の施設等に関する事項 一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等に関する協力</p> <p>(2)給電指令の実施または制限・中止に関する事項</p>	<p>7. 電気の需給に関するお客さまご協力をお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電気の需給にあたり、送配電事業者が定める託送供給約款に規定された以下の事項を順守していただきます。 <p>それにともない、東急パワーサプライもしくは送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。</p> <p>①お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保</p>

<p>一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工 上やむを得ない場合、または需給上・保安上必要がある場合における 需要者の電気の使用の制限・中止への協力</p> <p>(3)需要場所への立入りに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気 工作物の設計・施工、改修または検査に伴う、土地、建物への立入り への協力 不正な電気の使用の防止等に必要、需要者の電気機器の試験、 契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もし しくは検査、または需要者の電気の使用用途の確認に伴う土地、建物 への立入りへの協力 計量値の確認、供給の開始、廃止、停止、その他一般送配電事業 者の電気工作物に関わる保安の確認に必要な措置に伴う土地・建 物への立入りへの協力 <p>(4)電力品質維持に関する協力</p> <p>負荷の特性等（不平衡負荷、電圧・周波数変動、波形ひずみ、高調 波等）により他者の電気の使用を妨害、または妨害するおそれがある 場合等における、必要な調整装置または保護装置の需要場所への施 設あるいは一般送配電事業者の供給設備の変更または専用供給設 備の施設への協力</p>	<p>②電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に送配 電事業者が実施する停電（お客さまの電気の使用の中止または制限）</p> <p>③お客さまの承諾を得た上で、送配電事業者が必要な業務のために実施す るお客さまの土地・建物への立ち入り</p> <p>④お客さまの電気のご利用にともない他の電気の使用を妨害する恐れがある 場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設</p> <p>⑤電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もし はお客さまが電気工作物の変更の工事をを行い、その工事が完成した場 合にはその旨の通知</p>
<p>7. 契約期間と契約更新について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約期間は電気需給契約が成立した日から、供給開始日以降1年目ま での日とします。 ●ただし、契約期間満了に先立ってお客さままたは東急パワーサプライから別 段の意思表示がない場合は、電気需給契約は契約期間終了後も1年毎 に同一条件で継続されるものとします。 	<p>8. 契約期間と契約更新について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約期間は電気需給契約が成立した日から、供給開始日が属する年度 （4月1日～3月31日）の末日までとします。 ●ただし、契約期間満了に先立ってお客さままたは東急パワーサプライから別 段の意思表示がない場合は、電気需給契約は契約期間終了後も1年毎 に同一条件で継続されるものとします。
<p>8. お客さま希望による契約変更または解約について</p>	<p>9. お客さま希望による契約変更または解約について</p>
<p>9. 東急パワーサプライが行う契約の解除について</p>	<p>10. 東急パワーサプライが行う契約の解除について</p>
<p>10. 無契約状態となった場合の手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お客さまがクーリング・オフを希望される場合や、9.に記載した事由によっ て東急パワーサプライより契約を解除された場合等には、無契約状態となり電 気供給が停止するおそれがあります。そのため、他の小売電気事業者に 小売供給契約を申し込むか、東京電力パワーグリッド株式会社の特定小 売供給を申し込む必要があります。 	<p>11. 無契約状態となった場合の手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お客さまがクーリング・オフを希望される場合や、東急パワーサプライより契約 を解除された場合等には、無契約状態となり電気の供給が停止するおそれ があります。そのため、他の小売電気事業者の小売供給契約を申し込む か、東京電力パワーグリッド株式会社の特定小売供給を申し込む必要があ ります。
<p>11. 電気料金の改定に関するお客さま承諾について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東急パワーサプライは、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場 合や、託送供給等約款の改定または発電費用や電力調達費用等の変動 により料金改定が必要となる場合、電気需給約款等を改定することがあ ります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日を東急パワ ーサプライ Web サイト、電子メールその他の方法により、お客さまに通知いたし ます。 ●新たな電気料金をご承諾いただけない場合、新たな電気需給約款等の適 用開始日の10日前までに販売代理店に対してご解約のお申し出をいた くことで、契約を解除することができます。 ●解約のお申し出が上記期限までにない場合は、電気需給約款等の変更を ご承諾いただけたものとみなします。 	<p>12. 電気料金その他の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東急パワーサプライは、電源の調達状況が変化した場合、他の小売電気 事業者の電気料金が改定された場合、託送供給等約款の改定により料 金改定が必要となる場合など、電気需給約款等を改定することがあ ります。その場合、変更内容およびその適用開始日を東急パワーサプ ライホームページにおいて公表いたします。 <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p>12. 電磁的交付について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東急パワーサプライまたは販売代理店は、電気需給約款【低圧】、各種説明書（これらの変更を含みます）、各種案内、契約内容、取引履歴等の内容を、書面の交付（郵送）に代え、東急パワーサプライ Web サイト、電子メール等の所定の電磁的方法により、お客さまに交付します。お客さまは、電磁的交付によることを承諾していただきます。 ●お客さまは、契約更新、契約変更時における契約内容の説明および電磁的交付の内容について、次の事項を承諾するものといたします。 <ol style="list-style-type: none"> (1)電気需給契約を更新するとき <ol style="list-style-type: none"> ①供給条件の説明を行う場合 更新後の契約期間のみを電磁的交付することなく説明すること ②契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容 当社の名称および住所、契約年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号 (2)電気需給約款等を変更するとき（（3）に定める場合を除く） <ol style="list-style-type: none"> ①供給条件の説明および契約締結前の電磁的交付を行う場合 当該変更をしようとする事項のみとすること ②契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容 当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号 (3)電気需給約款等を変更するときであって、法令改廃に伴う形式的な変更等の実質的内容を伴わない内容である場合 <ol style="list-style-type: none"> ①供給条件の説明を行う場合 変更をしようとする事項の概要のみを電磁的交付することなく説明すること ②契約締結後の電磁的交付 これを行わないこと 	<p>13. 電磁的交付について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東急パワーサプライまたは販売代理店は、電気需給約款【低圧】、料金定義書、各種説明書（これらの変更を含みます）、各種案内、契約内容、取引履歴等の内容を、書面の交付（郵送）に代え、東急パワーサプライ ホームページ、電子メール等の所定の電磁的方法により、お客さまに交付します。お客さまは、電磁的交付によることを承諾していただきます。 ●お客さまは、契約更新、契約変更時における契約内容の説明および電磁的交付の内容について、次の事項を承諾するものといたします。 <ol style="list-style-type: none"> (1)電気需給契約を更新するとき <ol style="list-style-type: none"> ①供給条件の説明を行う場合 更新後の契約期間のみを電磁的交付することなく説明すること ②契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容 当社の名称および住所、契約年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号 (2)電気需給約款等を変更するとき（（3）に定める場合を除く） <ol style="list-style-type: none"> ①供給条件の説明および契約締結前の電磁的交付を行う場合 当該変更をしようとする事項のみとすること ②契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容 当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号 (3)電気需給約款等を変更するときであって、法令改廃に伴う形式的な変更等の実質的内容を伴わない内容である場合 <ol style="list-style-type: none"> ①供給条件の説明を行う場合 変更をしようとする事項の概要のみを電磁的交付することなく説明すること ②契約締結後の電磁的交付 これを行わないこと
<p>13. 東急パワーサプライにおける個人情報の取り扱いについて</p>	<p>14. 東急パワーサプライにおける個人情報の取り扱いについて</p>
<p>14. お問い合わせ先</p>	<p>15. お問い合わせ先</p>
<p>東急パワーサプライ でんき重要事項説明についての補足事項</p>	<p>東急パワーサプライ でんき重要事項説明についての補足事項</p>
<p>「4. 電気ご使用量や電気料金の計算方法について」の補足事項</p>	<p>「5. 電気ご使用量や電気料金の計算方法について」の補足事項</p>
<p>「5. 電気料金のお支払いについて」の補足資料</p>	<p>「6. 電気料金のお支払いについて」の補足資料</p>
<p>「9. 東急パワーサプライが行う契約の解除について」の補足資料</p>	<p>「10. 東急パワーサプライが行う契約の解除について」の補足資料</p>